第四十一条第一項中「法第十条第四項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定による申告書（以下この節において「」及び「」という。）を削り、同項第五号中「に掲げる」を「（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に掲げる」に、「、当該申告書」を「、当該非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第三項中「提出しよう」を「提出をしよう」に改める。

第四十一条の二第五項中「又はその提出の際にその者の法第十条第五項に規定する署名用電子証明書等（この項を除き、以下この節において「署名用電子証明書等」という。）の送信を受けている申請書（」を「の提出又は」に、「写しを添付したものに限る。）の提出」を「提示及び本人確認書類の提示（前項に定めるところにより行う同項に規定する署名用電子証明書等の送信を含む。）と併せて行われる電磁的方法による申請書に記載すべき事項の提供」に、「同条第二項」を「法第十条第二項」に改め、同項ただし書中「、その者の」を「、当該非課税貯蓄申込書に記載された」に、「これらの事項」を「氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実」に改める。

第四十一条の三の見出し中「確認した旨の証印等」を「確認をした旨の記載等」に改め、同条第一項中「に」を「（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄申告書に記載すべき事項又は非課税貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に」に、「確認した旨の証印をし」を「確認をした旨その他」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に、「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に、「確認した旨の証印をしては」を「確認をした旨を記載し、又は記録しては」に改め、同条第二項中「確認した旨の証印をする」を「確認をした旨を記載する」に、「に当該確認した旨の証印をした事実を」を「（これらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に当該確認をした旨を記載した事実を記載し、又は」に改める。

第四十二条第一項第一号イ中「（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百条第一項（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる同法第百九十九条（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号（合併に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の認可を受けたものを含む。）」を削る。

第四十三条第一項中「署名用電子証明書等を」を「その者の署名用電子証明書等（法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この項において同じ。）を」に、「に記載されている」を「（電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録されている」に、「を確認し」を「の確認をし」に、「確認した事実及び」を「確認をした事実その他」に、「の記載をしなければ」を「を記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項中「（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）」を削り、「この条」を「この項及び第四項並びに第四十七条の三第三項（届出書等の提出の特例）」に改め、同条第三項中「受益証券を含む。以下この条」を「受益証券を含む。以下この項及び第七項」に、「（以下この条」を「（以下この項及び次項並びに第四十七条の三第三項」に改め、同条第四項中「よる移管」を「規定する移管」に、「確認した旨の証印」を「確認」に、「同条第四項の申告書」を「非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第七項中「の規定による」を「に規定する」に、「の移管又は」を「に関する事務の全部の移管又は」に改め、「事務の」の下に「全部の」を加える。

第四十四条第一項中「者（以下この条」を「者（以下この項」に、「もの（以下この条」を「もの（以下この項及び次項」に改め、同条第二項中「確認した旨の証印」を「確認」に改める。

第四十六条第一項中「の長」を削る。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（届出書等の提出の特例）

第四十七条の三　第三十五条第四項（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）、第四十三条第一項から第三項まで（非課税貯蓄に関する異動申告書）若しくは第四十五条第一項（非課税貯蓄廃止申告書）に規定する個人又は第四十六条第一項（非課税貯蓄者死亡届出書等）若しくは第四十七条第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する相続人は、これらの規定による届出書、申告書又は申込書の提出に代えて、これらの規定に規定する金融機関の営業所等に対し、これらの届出書、申告書又は申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人又は相続人は、これらの届出書、申告書又は申込書を当該金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

2　前項の規定の適用がある場合における第四十三条第六項及び第四十五条第二項の規定の適用については、第四十三条第六項中「」が」とあるのは「」に記載すべき事項が」と、「これを受理した日」とあるのは「その提供を受けた日」と、第四十五条第二項中「が前項」とあるのは「に記載すべき事項が前項」と、「これを受理した日」とあるのは「その提供を受けた日」とする。

3　第四十三条第二項の申告書を受理した同項の移管前の営業所等の長又は同条第三項の申告書を受理した同項の特定営業所等の長は、これらの規定による申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する移管先の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該移管前の営業所等の長又は特定営業所等の長は、これらの申告書を当該移管先の営業所等に提出したものとみなす。

第四十八条第一項中「証印（証印に準ずる表示を含む。次項において同じ。）」を「記載」に改め、同条第二項中「証印」を「記載」に改め、同条第四項中「これに準ずるもの」を「これらの申告書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に、「これを」を「当該写し又は電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面を」に改め、同条第五項中「並びに」を「の写し並びに同条第四項に規定する」に改め、同条第六項中「書類」の下に「（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第一項の申込書並びに第五項の届出書及び申請書には、電磁的方法により提供されたこれらの申込書、届出書又は申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

第五十条第四項中「書類」の下に「（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第五十一条の四第一項中「当該公社債等の利子等の支払をする者」を「支払者（同項に規定する支払者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）」に、「支払をする者の」を「支払者の」に改め、同条に次の三項を加える。

4　第一項の公共法人等又は公益信託等の受託者は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の金融機関等の営業所等に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。第六項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該公共法人等又は公益信託等の受託者は、当該申告書を当該金融機関等の営業所等に提出したものとみなす。

5　法第十一条第四項又は前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「に受理された」とあるのは「が提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

6　第一項の申告書を受理した金融機関等の営業所等の長は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金融機関等の営業所等の長は、当該申告書を当該支払者に提出したものとみなす。

第六十九条第一項中「計算するもの」を「計算した勤続年数」に改め、同項第一号中「ものを」を「もの（次号及び第三号並びに次条第三項において「退職一時金等」という。）を」に、「及び次条」を「並びに次条第一項及び第二項」に改め、同項第二号中「法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるもの（以下この項において「退職一時金等」という。）」を「退職一時金等」に改める。